

(本 庁) 民生部 住民課 住民係 ☎0954-65-3111 (内線161~163)
 (白石支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-84-2113 (内線13~16)
 (福富支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-87-2111 (内線14~17)

■戸籍に関する届出

●戸籍の届出は、本庁・支所どちらでもできます。夜間、休日、祝日の戸籍の届出（出生届・婚姻届・死亡届等）は、本庁・支所どちらでもできます。

■戸籍の届出一覧

届出事項	期 間	だ れ が	届 出 場 所	届 出 に 必 要 な も の
出 生 届	生まれた日から14日以内	1. 父か母 2. 同居者 3. 医師か助産婦 4. その他の者	出生地または父母の本籍地、あるいは届出人の所在地の市区町村役場	1. 出生届(出生証明書、父または母の署名押印) 2. 届出人の印鑑 3. 母子手帳 4. 国民健康保険被保険者証
死 亡 届 死 産 届	死亡を知った日から7日以内	1. 同居の親族 2. 同居していない親族 3. その他の同居者 4. 家主、地主 5. 家屋・土地 6. 管理人	死亡地、または死亡者の本籍地、あるいは届出人の所在地の市区町村役場	1. 死亡届出書(死亡診断書、届出人の署名押印) 2. 届出人の印鑑 3. 国民健康保険証(加入者のみ) 4. 国民年金手帳(加入者のみ) 5. 老人医療受給者証(受給者のみ) 6. 介護保険証(65歳以上)
婚 姻 届	とくに期限はありません。届けた日から効力が生じます。	夫・妻(成人である証人2人必要)	夫か妻の本籍地または所在地の市区町村役場	1. 婚姻届出書(夫・妻・証人2名の署名押印) 2. 夫・妻の印鑑 3. 戸籍全部事項証明(謄本)または、個人事項証明(抄本)1通 (本籍が白石町の場合は不要) 4. 未成年者の場合は、父母の同意書
離 婚 届	協議によるときは、とくに期限はありません。届けた日から効力が生じます。調停・裁判によるときは、調停成立・裁判確定の日から10日以内	協議による離婚の時は、夫・妻(成人である証人2人が必要) 調停・裁判による離婚のときは申立人(証人は不要)	夫か妻の本籍地または所在地の市区町村役場	1. 離婚届出書(協議離婚の時は夫・妻・証人2名の署名押印。裁判離婚の時は訴を提出した人の署名押印) 2. 届出人の印鑑 3. 戸籍全部事項証明(謄本)1通 (本籍が白石町の場合は不要) 4. 裁判離婚の時は、調停調書の謄本または審判書の謄本または審判書の謄本と確定証明書
離 婚 の 際 に 称 し て い た 氏 を 称 す る 届	離婚届と同時に離婚後3カ月以内	離婚後も引き続き離婚の際の氏を使用する者	本籍地または所在地転籍地の市区町村役場	1. 77条の2の届出書(届出人の署名押印) 2. 届出人の印鑑 3. 戸籍全部事項証明(謄本)1通
転 籍 届	届けた日から効力が生じます。	戸籍の筆頭者及びその配偶者	本籍地または所在地転籍地の市区町村役場	1. 転籍届出書(筆頭者及び配偶者の署名押印) 2. 届出人の印鑑 3. 戸籍全部事項証明(謄本)1通 (本籍が白石町の場合は不要)

■住民異動に関する届出

●住民登録は、本庁・支所どちらでもできます。

■住民異動の届出一覧

届出事項	内 容	期 間	届 出 に 必 要 な も の
転 入 届	他の市町村から白石町へ移ってきたとき	住み始めて14日以内	1. 前住所地の転出証明書 2. 国民年金手帳(加入者のみ) 3. 届出人の印鑑
転 居 届	白石町内で住所を移したとき	引越してから14日以内	1. 国民健康保険 被保険者証(加入者のみ) 2. 国民年金手帳(加入者のみ) 3. 届出人の印鑑
転 出 届	他の市町村へ移るとき	転出予定の14日以内から転出する日まで	1. 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) 2. 転出の予定日 3. 転出先の住所 4. 印鑑登録証(登録者のみ) 5. 老人医療受給者証(受給者のみ) 6. 届出人の印鑑
世帯変更届	世帯主・世帯員に変更があったとき	変更してから14日以内	1. 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) 2. 国民年金手帳 3. 届出人の印鑑

■戸籍に関する手数料

●住民票等の時間外交付については、本庁・支所どちらでも行います。(予約が必要)

■戸籍に関する手数料一覧

証 明 の 種 類	手 数 料
戸籍全部事項証明(謄本)	1通 450円
戸籍個人事項証明(抄本)	1通 450円
除籍謄本	1通 750円
除籍抄本	1通 750円
改正原戸籍謄本	1通 750円
改正原戸籍抄本	1通 750円
戸籍記載事項証明	1通 350円
戸籍届受理証明	1通 350円

手数料は、全国一律。

■住民基本台帳に関する手数料

証 明 の 種 類	手 数 料
住民票の写し	一人分1通 200円
	世帯全員1通 400円
戸籍の附票の写し	一人分1通 200円
	全員1通 400円
住民票記載事項証明	1通 200円
住民票記載事項証明	1件 200円

■その他の主な証明

※船員手帳の交付など船員事務については、福富支所のみで行います。

証 明 の 種 類	手 数 料
印鑑証明	200円
印鑑登録証の再交付	500円
外国人登録原票記載事項証明	200円
住民票の写しの交付(全員分)	400円
住民票の写しの交付(一部分)	200円
住民票の除票の写しの交付	200円
住民票の記載事項証明(全員分)	400円

証 明 の 種 類	手 数 料
住民票の記載事項証明(一部分)	200円
住民基本台帳の閲覧(一件分)	200円
戸籍の附票の写しの交付、閲覧(全員分)	400円
戸籍の附票の写しの交付、閲覧(一部分)	200円
雇入(止)契約公認手数料	430円
船員手帳の交付又は書換手数料	1,950円
船員手帳訂正手数料	430円

●税関係証明書の発行などは、本庁・支所どちらでも行います。

■ その他の主な証明

証明の種類	手数料
戸籍の除票の写しの交付(全員分)	400円
戸籍の除票の写しの交付(一部分)	200円
戸籍届等の写しの交付	350円
婚姻受理証明(上質紙)	1,400円
身分証明	200円
納税証明書	200円
所得証明書	200円

証明の種類	手数料
課税に関する証明	200円
資産に関する証明	200円
土地建物に関する証明	200円
土地情報の閲覧又は図面等の交付	200円
上記以外のその他の証明、 諸書類調整手数料	200円
住宅用家屋証明申請手数料	1,300円

○郵便による証明書の請求について

戸籍の全部事項証明(謄本)、個人事項証明(抄本)、住民票の写しなどを郵便で請求することができます。

1. 請求者の住所
2. 氏名
3. 必要とする人の本籍(住民票の時は、住所)
4. 戸籍の筆頭者の氏名(住民票のときは、世帯主の氏名)
5. 必要な人の名前
6. 請求理由

1～6を明記し、切手を貼った返信用封筒(宛名記載)、手数料を同封してください。

手数料は現金書留、または郵便局にある定額小為替証書をご利用ください。

■ 印鑑登録

●印鑑登録は、本庁・支所どちらでもできます。

○印鑑登録証及び印鑑登録証明書について

- ・印鑑登録証明書が必要な場合は、必ず印鑑登録証を持参してください。印鑑登録証がないと、登録していても証明書は発行できません。
- ・登録印鑑の改印や登録証を紛失した場合は、廃止届又は亡失届を提出してください。この届出後に証明書が必要な時は、再度、新規の登録と同じ手続きをしてください。
- ・印鑑登録証(手帳)については、合併後もそのまま使用できます。

証明の種類		手数料
印鑑登録証明書		1件 200円
印鑑登録証発行	初めての登録	無料
	再登録	1件 500円

○印鑑登録(印鑑登録証・印鑑証明)に関すること

印鑑登録のできる人

白石町に住居登録している人及び外国人登録している人。

(ただし、15才未満の人、成年被後見人は登録できません。)

登録手続きは、本人が来庁して行うのが原則ですが、病気などでどうしても来庁できない場合は、代理人による手続きができます。

登録できない印鑑

- ・住民票又は外国人登録証に記載されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの
- ・職業、資格その他、氏名以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印その他、変形しやすいもの
- ・印影が鮮明でないもの若しくは文字の判読が困難なもの
- ・印影の直径が最も長い部分で、8ミリメートル以下又は25ミリメートル以上のもの
- ・その他町長が登録する印鑑として適当でないと認めるもの

■火葬に関する手続き

●火葬に関する手続きは、本庁・支所どちらでも行います。

杵藤葬斎公園で火葬するときは、死体等埋火葬許可書と火葬場使用許可書が必要です。死亡届・死産届をすると「死体等埋火葬許可書」「火葬場使用許可書」を発行します。(時間外の受付は、役場の当直室で行っています。)

役場窓口^{に持ってくるもの} 申請人印鑑、火葬場使用料、死亡診断書又は死産証明書

火葬時刻 ☑10:30 ☑13:00 ☑14:30 ☑16:00

休日 元旦(1月1日) 春分の日 憲法記念日(5月3日) お盆(8月15日) 秋分の日 文化の日(11月3日)

■火葬場使用料

	区 分		単 位	圏域住民	圏域外住民
	使 用 料	火 葬 料	大人	1 体	5,000円
小人(12才未満)			1 体	3,500円	20,000円
死産児			1 体	2,500円	15,000円
改葬遺骨			1 体	2,500円	15,000円
焼 却 料		人体の一部、汚染物	1 体	2,500円	15,000円
保 管 料		遺がい	1 体	1,050円	5,250円

■外国人登録・一般旅券に関する事(外国人登録・一般旅券)

●外国人登録 外国人登録は、本庁・支所どちらでもできます。

日本に90日以上滞在する外国人は、登録が必要です。また、登録内容に変更が生じた場合も届出が必要です。いずれも本人が申請することが原則です。登録した人には、登録証明書が交付されます。

一般旅券(パスポート) 受付場所 県庁国際課/月曜日～金曜日9:00～17:00
武雄出張所(武雄総合庁舎)/毎週金曜日12:15～15:00

申請に必要な書類 ・一般旅券発給申請1通(住民課の窓口)

- ・戸籍全部事項証明(謄本)又は個人事項証明(抄本)1通(本籍地で交付) ・写真(申請書貼付用)1通
- ・印鑑は認印(ゴム印、スタンプ印は使えません) ・身元確認書類(運転免許証など写真が貼付の書類)
- ・官製はがき1枚

昼休みの窓口業務

昼休みには、住民票、印鑑登録証明、戸籍全部事項証明(謄本)、個人事項証明(抄本)の発行及び税務証明(所得証明・課税証明等)のみ業務を行っています。

■住所表示変更証明書(無料)を交付します。

合併に伴う住所表示の変更に関する証明書(無料)を本庁及び支所の窓口で交付します。

住所変更の手続きに当たり、証明書が必要な方はお申し出ください。

(本 庁) 総務部 税務課 町民税係 ☎0954-65-3111 (内線146)
 (白石支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-84-2113 (内線13~16)
 (福富支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-87-2111 (内線14~17)

■軽自動車の変更手続き

●原動機付自転車や軽自動車など、軽自動車税の対象となるものに異動（廃車・取得・名義変更・転入・転出）があったときには、直ちに届出をしてください。届出をしないといつまでも税金がかかります。

■軽自動車の変更の手続き

届出の種類	届出に必要なもの	届出先	
1. 持ち主となるとき (登録)	車体番号がわかるもの 届出人の印鑑	【白石町標識】 本 庁 税務課 町民税係 支 所 地域業務課 住民窓口班	【佐賀県標識】 佐賀県軽自動車協会 (佐賀市若楠2-10-7) TEL 0952-30-8442 ※車検証なども必要ですので、 事前に協会に確認をお願いします。
2. 持ち主を変更するとき (名義変更)	標識(ナンバープレート) 譲った人の印鑑 譲られた人の印鑑		
3. 廃車するとき	標識(ナンバープレート) 届出人の印鑑		
4. 転入(転出)するとき	標識(旧所在地ナンバープレート) 届出人の印鑑	新住所地の役所の軽自動車担当の係	新住所地の軽自動車協会又は陸運事務所

※軽自動車は、「名義変更」「廃車」「転入(転出)」の届出をしないと、たとえ自分が使用、又は所有していなくても軽自動車税が課税されます。